

事業系

ごみ減量のしおり

事業系ごみは、市では収集しません!

事業系ごみって、
どうやって処理するの?



事業主の皆様へ

事業主の皆様には、日ごろから、事業系ごみの減量化・資源化に向けた取組にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本市の事業系ごみは、年々増加傾向にあり、一部のごみ集積所に事業系と思われるごみが出され、まちの美観が損なわれている状況が見受けられます。

飲食店や店舗、事務所などの事業活動に伴って出た事業系ごみは、種類や量の多少にかかわらず一般家庭用のごみ集積所に出すことはできません。

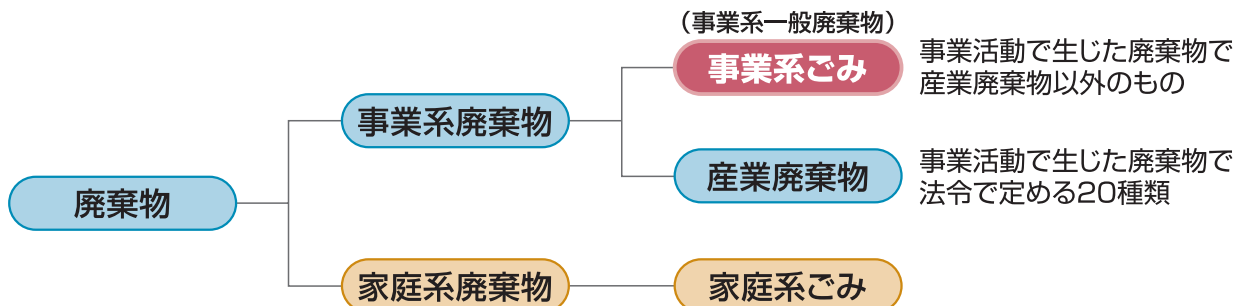
事業系ごみの減量と適正な処理を推進するため、皆様のより一層の取組をお願いいたします。

向日市

事業系ごみの種類と処理責任

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)とは？

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく病院・学校・社会福祉施設・官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動に伴って発生するすべての一般ごみ(法令で定める産業廃棄物を除く)をいいます。



産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱家畜のふん尿 ⑲家畜の死体
⑳上記①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

次のようなごみが事業系ごみに該当します

- ☆事務所、店舗から出るOA用紙や事務用紙、新聞、段ボールなど
- ☆飲食店、従業員食堂から出る残飯など
- ☆卸・小売業から出る野菜くず、魚介類など



事業系廃棄物の処理責任とは？

ごみ処理は事業者にあります

事業活動から発生したごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」において、そのごみを排出した事業者が処理責任を負うと定められています。

また、「向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第4条)」においても、事業者自らが処理しなければならないと定めています。



ごみの不法投棄は犯罪です!!

ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)」の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金又は併科に処せられます。

- 事業系ごみは家庭系ごみ集積所には出せません。
- 事業系ごみは、処理施設への自己搬入、許可業者に依頼するなどして適正に処理してください。



ごみの減量とリサイクルの取組例

近年、家庭から出されるごみは減少していますが、事業活動に伴って出されるごみは増加傾向にあります。まずは徹底的に分別し、リサイクルに心がけましょう。

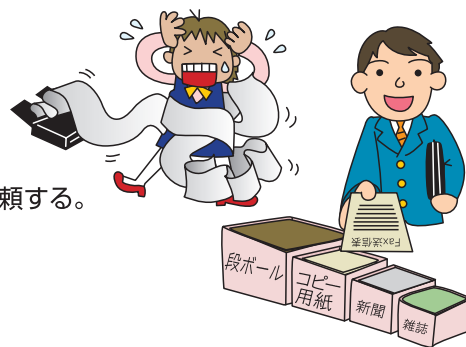
事業系一般廃棄物の中で大きなウェイトを占めるのが、「紙ごみ」「生ごみ」等です。その減量・資源化が急務となっています。ほんの少し手間をかければ、ごみが資源にかわります。まずは、ごみの量や種類を把握し、ごみの減量・リサイクルに取り組みましょう。

紙ごみ

書類は最小限に。

印刷やコピーする前に、必要性をチェックする。
両面コピーを心がけ、使用済み用紙の裏面も利用する。

- 封筒類は工夫して再使用する。
- 段ボール箱は、繰り返し使える「通い箱」を利用する。
- 新聞・雑誌・段ボール・OA紙など、種類ごとに分けてリサイクルする。
- シュレッター古紙や機密文書もリサイクルできます。
- 量が少ない場合は、同じビルや近隣の事業所と相談し、共同で回収業者に依頼する。
- 紙コップなどごみにしかないものは使わない。



生ごみ

無駄を出さない。

大盛り・小盛り・一品料理など、ニーズに合わせたメニューや品目で、食べ残しや売れ残りをなくす。仕入れや販売の管理を徹底する。

- 生ごみの重量の大半が水分です。捨てる前に水きりを徹底する。
- 生ごみ処理機の導入を検討する。
- 使用済み食用油は専門の回収業者へ。
- 同業者や地域での共同の生ごみリサイクルを検討する。



缶・びん

- 繰り返し使えるリターナブル容器を選ぶ。
- 納入業者に引き取りを依頼する。
- 分別し、回収業者に依頼してリサイクルに努め、有効利用を図る。



その他

- 使い捨て品（例：紙コップ、紙おしぼり、割り箸、使い捨て弁当容器等）を繰り返し使えるものに替える。
- 詰め替え品やリターナブル容器、通い箱等を使い、容器や梱包材の廃棄を減らす。
- 容器、梱包材の引き取りや再利用ができる対策を、納入業者や製造業者、回収業者等に相談してみる。

エコ事業所を目指そう!

「環境の世紀」と言われる今日、ごみ減量やリサイクルの取組は、お店や事業所のイメージアップにつながります。反対に、すぐにごみになる商品や、環境への配慮を欠いた事業活動には厳しい目が向けられるようになってきています。

地球環境や地域社会への貢献に積極的な事業所は、働く人の意欲も向上します。ごみ減量やリサイクルに前向きに取り組むエコ事業所を目指しましょう。



エコ事業所取組例

生産者として

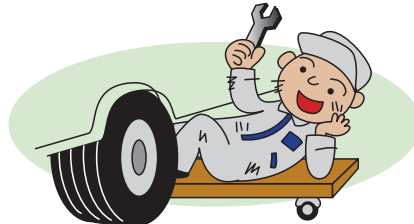
ごみになりにくいもの

長く使える丈夫な製品、
修理が容易で繰り返し使える製品を開発する。



リサイクルしやすい製品開発

解体の容易性、使用素材の種類削減など、
修理やリサイクルを考えた設計・開発を行う。



再生資源の積極的利用

部品の小型化や軽量化、リターナブル容器、
詰め替え製品、デポジット制の導入を検討する。



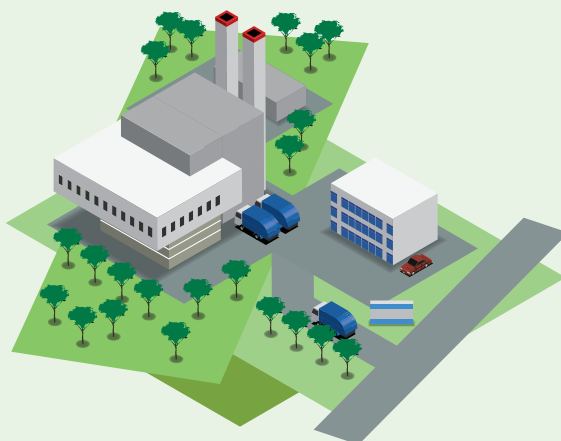
運搬資材・梱包資材の省資源化、再使用

通い箱を利用するなど、
運搬資材・梱包資材の省資源化、再使用を進める。



修理・回収・リサイクル体制の強化

製品の修理や使用済み品の回収・リサイクルの
体制づくりを進める。



販売者として

容器・包装類の削減

過剰包装を避け、簡易包装を推進する。
レジ袋辞退者へのスタンプサービスやレジ袋の有料化などを実施して、買い物袋の持参を促す。
バックやトレイの利用を減らし、量り売り、ばら売りを増やす。



環境負荷の少ない商品の販売

詰め替え商品や
リターナブル容器入り商品の販売を進める。
エコマーク、グリーンマークなど、
再生製品や環境にやさしい商品を販売する。



回収体制の充実

紙パック・トレイなどの容器類や使用済み製品の
回収体制を充実し、リピーターを増やす。

修理体制の強化

製品の修理体制を強化して、
お客様とも製品とも末永いお付き合いを目指す。

エコ事業所として

減量・リサイクルの 推進体制づくり

- 事業所のごみの実態を把握し、減量の計画を作る。
- ごみの管理者責任や減量推進リーダーを決める。
- ごみ減量・リサイクルについての社内教育を進める。
- 分別回収ボックスを設置し、排出ルールをわかりやすく表示する。

地域と連携、エコ事業者として 企業イメージアップ

- 店頭回収など、市民と協力して減量・リサイクルを進める。
- 再生紙など、リサイクル原料・製品を積極的に活用する。
- ISO(国際標準化機構)14001の認証取得や、事業活動における環境配慮の取組をすすめ、企業のイメージアップを図る。

ーKES・環境マネジメントシステム・スタンダードー

KESとは「環境マネジメントシステム」の規格であり、「環境マネジメントシステム」とは企業等の経営に当たって生じる環境への負荷を管理・軽減するための仕組みです。環境マネジメントシステムには国際規格ISO14001がありますが、中小企業には経費負担や内容の高度さなどが障害となって認証取得が困難であることから、よりわかりやすく取り組みやすい地域共有の規格として誕生したのがKESです。

特定非営利活動法人
KES環境機構

▶ <http://www.keskyoto.org/>

事業系ごみの適正な処理方法

飲食店や店舗、事務所などの事業活動に伴って排出されるごみは、家庭系ごみ集積所に出すことはできません。

近年、市民の方々の関心も大変強くなっており、市への苦情や相談が多数寄せられています。次の方法により、適正に処理してください。

処理方法

1. 事業者が直接、処理施設に搬入する方法（有料）

施設名	搬入できるもの	電話	所在地
乙訓環境衛生組合	事業系一般廃棄物 (生ごみ、リサイクルできない紙類等)	957-6681	乙訓郡大山崎町字下植野 小字南枚方32番地

処理手数料	
100kg以下	1,500円(一律)
100kg超 300kg以下	1,500円* + 100kgを超える部分が10kgに達するまでごとに200円 ※100kgまでの手数料の額
300kg超	5,500円* + 300kgを超える部分が10kgに達するまでごとに250円 ※300kgまでの手数料の額

受付時間	休業日
月曜日～金曜日 午後1時～4時まで	○土曜日、日曜日及び祝日 ○年未年始 ○その他組合が指定する日

※自らごみを搬入する場合は、事前に受入れ条件等をご確認ください。

※プラスチック類、缶、びん、ペットボトルなどのリサイクルが可能なものであっても産業廃棄物は、組合へ搬入することができません。できるだけリサイクルしていただき、やむを得ず廃棄する場合は、産業廃棄物処理業の許可を受けた者へ委託し、適正に処理してください。

※事業系一般廃棄物でも、処理困難物や危険物など搬入できないものがあります。購入された販売店や専門業者に依頼し、適正に処理してください。



2. 市が許可した収集運搬業者に処理を委託する方法（有料）

- ごみの収集運搬を委託する場合は、市が許可している一般廃棄物処理業者と契約してください。無許可業者に委託すると事業者も罰せられます。
- 収集時間、収集回数、収集場所などの調整は、許可業者に相談してください。
- 古紙や段ボールなどは資源に生まれ変わります。資源回収業者に引取りを依頼してください。

収集運搬業許可業者

(株)京都衛生開発公社 TEL 922-1340
(株)タカノ TEL 921-8120



環境にやさしいお店 「ごみ減量推進協力店」を募集しています！

市では、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む環境にやさしいお店を「ごみ減量推進協力店」として認定しています。

認定店では、包装紙や紙袋の簡素化、再生品を使用したエコマーク商品の販売など、消費者や従業員に対しごみ減量や資源化の意識啓発を行っていただいております。



対象事業所

ごみ減量推進協力店の対象は、次のいずれかに取り組み、または取り組もうとする市内の小売店です。

取組事業

- ①簡易包装の推進 ②エコマーク商品の販売促進
- ③資源化物の回収 ④再生品の取組み
- ⑤修理サービス ⑥市民へのごみ減量の呼びかけ
- ⑦ごみ減量等への独自の取組み



事業系ごみの相談・お問い合わせはこちら

ごみ減量・
一般廃棄物の排出指導
【向日市 環境政策課】

TEL 931-1111

一般廃棄物の処理施設
乙訓環境衛生組合
【クリーンプラザおとくに】

TEL 957-6681

産業廃棄物の排出指導
【京都府 乙訓保健所】

TEL 933-1151

産業廃棄物の許可業者の
お問い合わせ先
【社団法人 京都府産業廃棄物協会】

TEL 694-3402

事業系ごみ



Q1 事業所とは？

A1 飲食店、店舗、事務所、病院、学習塾、銀行、公共施設などの事業活動を営む方々が該当になります。



※事業所とお住まいが一緒の場合は、事業活動から出たごみは事業系ごみ、ご家庭から出たごみは家庭系ごみとして区別して排出してください。

Q2 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）とは？

A2 事業所から排出されるごみのうち、紙ごみや厨芥類（飲食店から出る食品ごみ）などの一般ごみをいいます。



☆紙くず、梱包に使用した段ボールなど
☆飲食店、従業員食堂から出る残飯など
☆小売店業から出る野菜くず、魚介類など

Q3 事業者責任とは？

A3 「廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、事業活動に伴って排出した廃棄物は、事業者自らの責任において処理することと規定されています。



Q4 少量であれば、一般のごみ集積場に出してもよいのですか？

A4 ごみ集積所は、家庭用のごみ集積所です。商店や会社など、事業活動に伴って排出された事業系ごみは、量の多少にかかわらず出すことはできません。ごみ処理の方法は、事業者自ら市の処理施設に搬入するか、市が許可している処理業者に収集・運搬を依頼するなど適正処理をしてください。



Q5 事業系ごみを一般のごみ集積所に出したら、罰則はあるか？

A5 事業系ごみを一般のごみ集積所に不適正排出する行為は、不法投棄に該当し、「廃棄物処理法」により処罰されます。



Q6 ごみの減量やリサイクルはどのようにすればよいのか？

A6 今までは、ごみとして廃棄していたものでも資源になるものは沢山あります。次のような方法もありますので、ご検討ください。



☆返品、期限切れ等の商品を納入元に返却する方法。
☆古紙、段ボール、ビン、缶などの資源物は、資源再生回収業者に依頼する。

向日市役所 環境経済部環境政策課

向日市寺戸町中野20番地 TEL 931-1111(代) FAX 922-6587

<http://www.city.muko.kyoto.jp/>